

日医発第 1302 号（医経）

令和 5 年 10 月 17 日

都道府県医師会
会長 殿

公益社団法人日本医師会
会長 松本 吉郎
（公印省略）

令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により
被害を受けた医療関係施設等に対する独立行政法人福祉医療機構の
災害復旧資金の特例措置について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害が激甚災害に指定されたことに伴い、別添の通り、3 年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務問題対策のための償還期間の延長などの特例措置が講じられた旨通知がありました。被災された地域にある政策医療等を担う医療関係施設の開設者であって、被害に関する証明書等の提出が可能であること。また、当該激甚災害の被害総額が一定以上である方が対象となります。

つきましては、被災医療関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

主な被災地域	青森県・秋田県・茨城県・埼玉県・富山県・石川県・静岡県・和歌山県 ・島根県・山口県・福岡県・佐賀県・大分県
--------	--

なお、福祉医療機構のホームページ

（ https://www.wam.go.jp/hp/recovery_r5_5_28-7_20/ ）におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

（別添資料）

- 令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けた医療関係施設に対する災害復旧資金の特例措置について
（令和 5 年 10 月 11 日、独立行政法人福祉医療機構）
- プレスリリース「令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被災された皆さまへの特例措置の取扱いについて」
（令和 5 年 10 月 11 日、独立行政法人福祉医療機構）

福医事第 1011001 号
令和 5 年 10 月 11 日

公益社団法人日本医師会長
松本 吉郎 様

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部長
(公 印 省 略)

令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
により被害を受けた医療関係施設に対する災害復旧資金の特例措置について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害の被害を
受けられた皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

標記につきまして、令和 5 年 10 月 2 日より、別紙のとおり、今回の令和 5 年 5 月
28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害の被害を受けた施設等の
災害復旧に係る特例措置を講じることといたしました。詳細につきましては、別紙の
ほか、独立行政法人福祉医療機構ホームページでもご案内しております。また医療関
係施設に係る特例措置も講じております。

つきましては、当該区域に所在する被災医療関係施設の開設者に対する当機構の
特別措置の周知について、ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

以上

【本状に係る担当連絡先】

独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部
事業統括課

電話番号（直通）：03-3438-9291

Mail：wam_tokatsu@wam.go.jp

令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 にかかる災害復旧資金の概要（医療貸付事業）

令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨に係る災害の被災地の復興を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

I 災害復旧資金について

1. 対象範囲

令和 5 年 5 月 28 日から 7 月 20 日までの間の豪雨及び暴風雨に係る災害により被災された地域にある政策医療等を担う医療関係施設の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能であること。また、当該激甚災害の被害総額が一定以上である方が対象となります。

当該特例措置の対象となるかなどについては、施設の被災状況等を確認させていただく必要がありますので、まずは当資料の末尾にあるお問い合わせ先までご相談ください。

なお、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通 常
建築資金 機械購入資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金 長期運転資金	100%	60～80%

- 「建築資金」、「機械購入資金」及び「指定訪問看護事業に係る設置・整備資金」については、3,000万円まで、「長期運転資金」については、2,000万円まで無担保でのご融資が可能です。（病院の機械購入資金については、無担保でのご融資はございません。また、長期運転資金については、無担保上限額が施設によって異なります。）

- 貸付限度額は、貸付対象施設等によって異なります。

3. 貸 付 利 率

貸付金の種類	災害復旧資金
建築資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.9% 《4年目以降》 基準金利同率
機械購入資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率
長期運転資金	《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.1% 《4年目以降》 基準金利同率

- 貸付利率は、契約締結時の利率が適用されます。
- 貸付利率は、償還期間等によって異なります。
- 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乘せされます（無利子貸付の期間中は

0.15%となります)。

- ・ 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

4. 償還期間(据置期間)

○建築資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方) ※	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長39年	最長30年	最長30年
据置期間	最長3年	最長3年	最長3年

○機械購入資金

	災害復旧資金 (二重債務となる方) ※	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長8年	最長5年
据置期間	最長3年	最長2年6か月	最長6か月

○高額医療機器のうち先進医療機器に係る機械購入資金(病院のみ)

	災害復旧資金 (二重債務となる方) ※	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長13年	最長10年
据置期間	最長3年	最長2年6か月	最長6か月

- ・ 償還期間(据置期間)は、貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方とは…

令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨に係る災害の被災以前から、施設及び事業を営むための債務(民間の金融機関からの借入金を含む)を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

○長期運転資金

	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長3年
据置期間	最長3年	最長6か月

- ・ 償還期間が10年以内の場合は、据置期間は2年6か月以内となります。

II 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨に係る災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面6か月間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により6か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

（問い合わせ先）

【融資のご相談】

（東日本）独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部 医療審査課

TEL 03-3438-9937（平日9：00～17：00）

FAX 03-3438-0659

（西日本）独立行政法人福祉医療機構大阪支店 医療審査課

TEL 06-6252-0219（平日9：00～17：00）

FAX 06-6252-0240

【返済猶予のご相談】

独立行政法人福祉医療機構顧客業務部顧客業務課

TEL 03-3438-9939（平日9：00～17：00）

FAX 03-3438-0248

令和5年10月11日

【照会先】

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部長 稲葉 好晴

福祉医療貸付部 事業統括課長 本地 央明

(TEL) 03-3438-9291 (FAX) 03-3438-0659

報道関係者 各位

令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害 により被災された皆さまへの特例措置の取扱いについて

令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、当該災害に係る地域に災害救助法が適用されたことを受け、被災された医療関係施設等の事業者の皆さまに対するご融資等について相談窓口を設置し、ご相談を受け付けておりますが、この度、当該災害が激甚災害に指定されたことに伴い**3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務問題対策のための償還期間の延長**などの更なる融資の特例措置の取扱いを下記のとおり行うことといたしました。

当機構は、福祉の増進及び医療の普及・向上を目指す機関として、被災された地域の福祉・医療基盤の復興支援のため、ご融資やご返済に関するご相談に、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

記

1 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害の災害復旧資金の貸付けについて

ア 特例措置をご利用いただけるお客さま

令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨に係る災害により被災された地域にある政策医療等を担う医療関係施設の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能であること。また、当該激甚災害の被害総額が一定以上である方が対象となります。

当該特例措置の対象となるかなどについては、施設の被災状況等を確認させていただく必要がありますので、まずは当資料の末尾にあるお問い合わせまでご相談ください。

なお、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、別途ご相談ください。

イ 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害の特例措置の融資条件（主なもの）

区 分	融資条件		
	建築資金	機械購入資金	長期運転資金
融資率	100%	100%	100%
償還期間 (うち据置期間)	最長 39 年 (※) (最長 3 年)	最長 15 年 (※) (最長 3 年) (※)	最長 15 年 (最長 3 年)
貸付利率	《当初3年間》 ・ 7.2 億円まで無利子 ・ 7.2 億円超の部分は 基準金利 ▲0.9% 《4年目以降》 ・ 基準金利同率	《当初3年間》 ・ 7.2 億円まで無利子 ・ 7.2 億円超の部分は 基準金利 ▲0.1% 《4年目以降》 ・ 基準金利同率	《当初3年間》 ・ 7.2 億円まで無利子 ・ 7.2 億円超の部分は 基準金利 ▲0.1% 《4年目以降》 ・ 基準金利同率
無担保貸付	3,000 万円まで	3,000 万円まで	2,000 万円まで

※ 被災以前から施設等を経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、災害により施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している場合（二重債務）

2 令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被災されたお客さまへの返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面6か月間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により6か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

3 お問い合わせ窓口

令和5年5月28日から7月20日までの間の豪雨及び暴風雨による災害の特例措置の詳しい条件やご融資、返済猶予についてのご相談については以下の窓口にお問い合わせください。

【融資のご相談】	本部 医療審査課 融資相談係	TEL03-3438-9937	Fax03-3438-0659
	大阪支店 医療審査課 融資相談係	TEL06-6252-0219	Fax06-6252-0240
【返済猶予のご相談】	顧客業務部 顧客業務課	TEL03-3438-9939	Fax03-3438-0248

なお、特例措置の内容等は、機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/>) に掲載しております。